



トピックス

ドーピング防止活動について

ドーピングという言葉からどのような行為が思い浮かぶでしょうか。多くの方は「薬を故意に用いて競技能力を高めること」と連想される方が多いと思います。実はその他にもドーピング行為が存在します。例えば酸素運搬能の強化(自己血などの投与)や遺伝子ドーピングなど、薬以外にも数多くの方法があり、近年手口が巧妙化しています。ドーピング行為はスポーツの価値を損ねるだけでなく、競技者の健康を害し、さらには社会に多大な悪影響を及ぼします。

1999年に国際オリンピック委員会と各国政府機関の協力体制の下、世界アンチ・ドーピング機構(WADA; World Anti-Doping Agency)が設立されました。ドーピング禁止物質はWADAによって定められており、毎年1月1日に更新されますので注意が必要です(右表参照)。また、2001年には日本アンチ・ドーピング機構(JADA; Japan Anti-Doping Agency)が設立され、国内におけるアンチ・ドーピング活動の中心を担っています。

医療用医薬品や市販薬の中にはドーピングに抵触する成分を含むものが多数存在します。国内では選手が知識不足、または無意識のうちにこれらの医薬品を服用してしまい、ドーピング違反となってしまう事例(うっかりドーピング)が大半を占めているのが現状です。また、禁止物質の医薬品でも治療目的であれば所定の申請書(TUE*)にて申請して許可を受ければ使用できます。



中学生ジュニア選手に対するアンチドーピングの講義風景です(病院外でもアンチドーピングに関する講義・指導を積極的に行っています)

スポーツファーマシストについて

2009年にJADAと日本薬剤師会のもとで「公認スポーツファーマシスト認定制度」が制定されました。スポーツファーマシストは、ドーピング防止活動に関する正確な情報を選手や一般の方に提供することを主として活動しています。当薬剤部にも上記資格を持つ薬剤師が2名在籍していますので、選手からドーピングや薬の相談を受けた場合、あるいは申請書(TUE)作成の際には医薬品情報室(内線7723)までお気軽にご相談ください。

★参考リンク★

(財)日本アンチ・ドーピング機構 <http://www.anti-doping.or.jp/>
(財)北海道体育協会 <http://www.hokkaido-sports.or.jp/>

毎年更新されます
要注意!

2010年禁止表国際基準(2010年1月1日発効)

I 常に禁止される物質と方法	II 競技会(時)に禁止とされる物質と方法
[禁止物質] S1. 蛋白同化薬 S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質 S3. ベータ2作用薬 S4. ホルモン拮抗薬と調節薬 S5. 利尿薬と他の隠蔽薬	[禁止物質] S6. 興奮薬 S7. 麻薬 S8. カンナビノイド S9. 糖質コルチコイド
[禁止方法] M1. 酸素運搬能の強化 M2. 化学的・物理的操作 M3. 遺伝子ドーピング	III 特定競技において禁止される物質 P1. アルコール P2. ベータ遮断薬

* TUE ; Therapeutic Use Exemptions (治療目的使用に係る除外措置)

Staff Interview

薬剤師 川岸 亨



医薬品情報部門を担当しています。常に最新の情報を迅速・正確に提供できるよう心掛けています。医薬品のことでご不明な点がありましたら医薬品情報室までご連絡ください。

また、今回特集しましたスポーツファーマシストの資格も取得していますので、ドーピングに関する相談もOKです。

薬の相談は、内線7723までお気軽にどうぞ!
(夜間や土日祝は内線5685までお願いします)

編集委員: 林 ねり子、水口 貴史、川岸 亨、笠師 久美子

ご意見、ご感想をお待ちしています kusuri@med.hokudai.ac.jp